

大川広域行政組合消防公印規程

〔平成 3年 9月30日〕
訓 令 第 5 号

改正 平成 5年 2月16日訓令第 2号 平成15年 4月 1日訓令第 2号
平成16年 3月29日訓令第 8号 平成18年 3月24日訓令第 2号
平成31年 3月29日訓令第 3号

(総則)

第1条 大川広域行政組合消防本部及び消防署の公印については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、行政文書を作成するために使用する庁印及び職印をいう。

(名称及び様式等)

第3条 公印の名称、寸法、書体、公印保管者、用途及び個数は、別表第1のとおりとし、公印のひな型は、別表第2のとおりとする。

(規則の準用)

第4条 公印の保管、使用の責任、新調、改刻、告示及び公印台帳については、大川広域行政組合公印規則（平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第7号）を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年2月16日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日訓令第2号） 抄

(施行期日)

1 この訓令は、大川広域行政組合情報公開条例（平成18年大川広域行政組合条例第2号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公印 番号	名称	寸法 (ミリメ ートル)	書体	公印保管者	用 途	個数
1	大川広域行政組合管理者印 (消 防 専 用)	方 2 1	れい書	総務課長	管理者名をもって発する行 政文書のうち消防事務専用	1
2	大川広域消防本部印	方 1 5	れい書	総務課長	大川広域消防本部名をもっ て発する行政文書	1
3	大川広域消防本部消防長印	方 2 1	れい書	総務課長	大川広域消防本部消防長名 をもって発する行政文書	1
4	削除					
5	削除					
6	削除					
7	大川広域消防長印	方 1 5	れい書	消 防 長	消防長名をもって発する行 政文書	1
8	大川広域消防署署長印	方 2 1	れい書	消 防 署 長	消防署長名をもって発する 行政文書	2
9	大川広域消防本部課長印	方 1 8	れい書	総務課長	大川広域消防本部課長名を もって発する行政文書	1
10	大川広域消防署分署長印	方 1 8	れい書	分 署 長	分署長名をもって発する行 政文書	2

別表第2 (第3条関係)

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
大 川 広 域 行 政 組 合 管 理 者 印 <hr/> 消 防 専 用	本 域 大 部 消 川 印 防 広	大 川 広 域 消 防 本 部 消 防 長 印	削除
No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
削除	削除	大 川 広 域 消 防 長 之 印	大 川 広 域 消 防 署 署 長 印
No. 9	No. 10		
大 川 広 域 消 防 本 部 課 長 印	大 川 広 域 消 防 署 分 署 長 印		